

議案第56号

墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例

墨田区子育てひろば条例（平成13年墨田区条例第66号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「子育てひろばの施設（保育室及びイベントルームを除く。以下この項において同じ。）」を「保育室及びイベントルームを除く子育てひろばの施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表

種 類	単 位	区 分	利用料金
定期利用保育	1月		32,000円
一時預かり	1回	1時間以内の場合	600円
		1時間を超え、3時間以内の場合	1,500円
		3時間を超え、5時間以内の場合	2,000円
		5時間を超え、10時間以内の場合	3,000円

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

保育室において実施している一時預かり事業の利用料金の単位を日単位から時間単

位に変更するとともに、時間区分ごとの利用料金の上限額を新たに設けるほか、所要の規定整備をする必要がある。